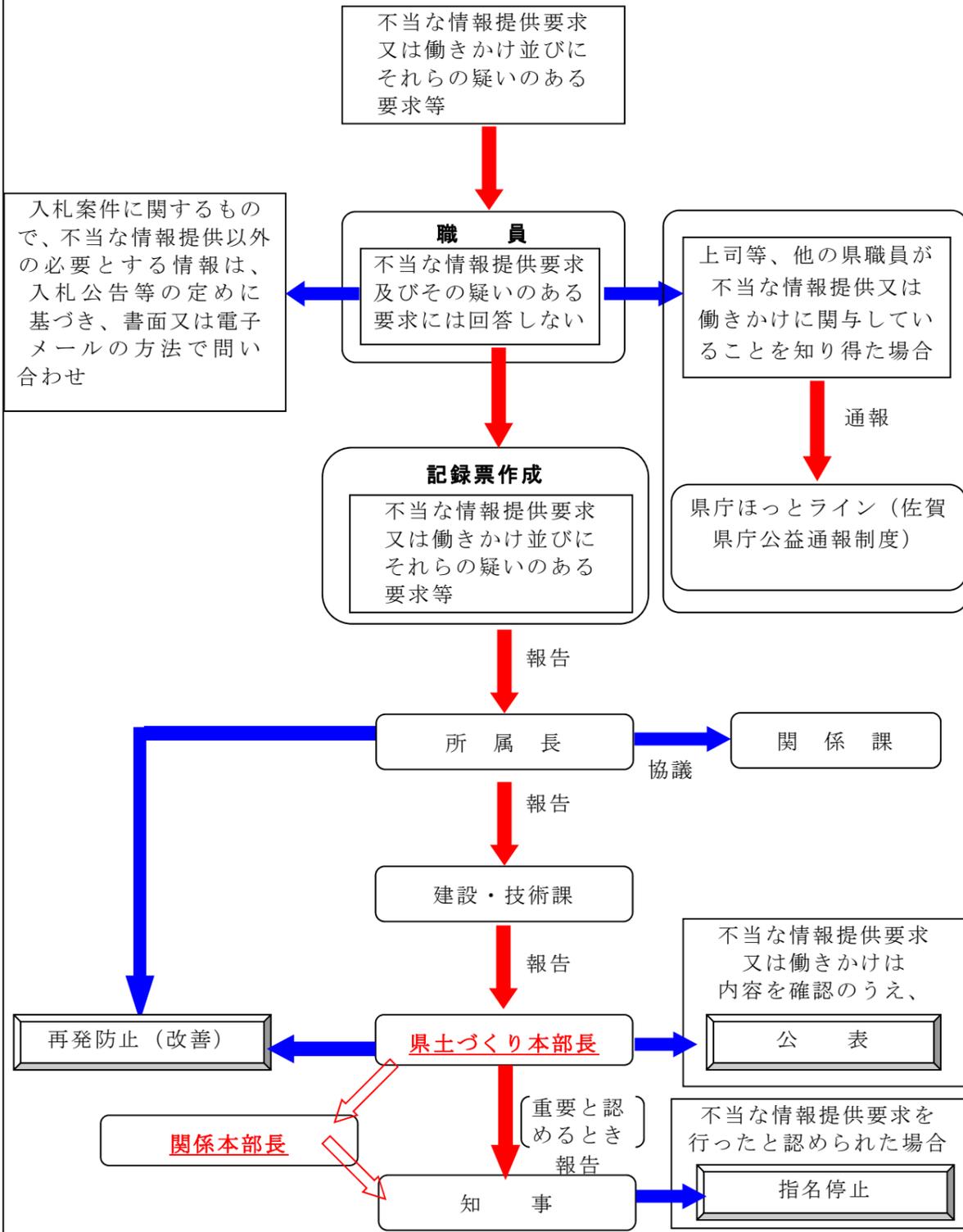


公共工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等についての対応要領一部改正に係る新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">公共工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等についての対応要領</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(対応、記録及び報告等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 建設・技術課長は、前項により報告を受けたときは、<u>県土づくり本部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>6 <u>県土づくり本部長</u>は、前項により報告を受けたときは、その内容が重要であると認めるときは、知事に報告するものとする。ただし、<u>県土づくり本部長</u>は、<u>県土づくり本部</u>以外の案件について、必要と判断した場合は、<u>関係本部</u>の長に知事への報告を依頼するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(公表等)</p> <p>第5条 <u>県土づくり本部長</u>は、不当な情報提供要求又は働きかけの内容を確認のうえ、その内容を随時公表するものとする。</p> <p>2 <u>県土づくり本部長</u>及び所属長は、入札・契約業務等の適正な執行及び職員の円滑な事務の執行を確保するため、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">公共工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求等についての対応要領</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(対応、記録及び報告等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 建設・技術課長は、前項により報告を受けたときは、<u>県土整備部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>6 <u>県土整備部長</u>は、前項により報告を受けたときは、その内容が重要であると認めるときは、知事に報告するものとする。ただし、<u>県土整備部長</u>は、<u>県土整備部</u>以外の案件について、必要と判断した場合は、<u>関係部局</u>の長に知事への報告を依頼するものとする。</p> <p>7 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(公表等)</p> <p>第5条 <u>県土整備部長</u>は、不当な情報提供要求又は働きかけの内容を確認のうえ、その内容を随時公表するものとする。</p> <p>2 <u>県土整備部長</u>及び所属長は、入札・契約業務等の適正な執行及び職員の円滑な事務の執行を確保するため、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> |

改正前

不当な情報提供要求等の対応の基本的なフロー図



改正後

不当な情報提供要求等の対応の基本的なフロー図

